9　地球探査衛星業務を行う人工衛星局の電力束密度の許容値は、次の式から平均電力束密度を求める。 $P+10\log_{10}(\tau)+10\log_{10}(PRF)-30-10\log_{10}(Bc)+G_t(\delta)-10\log_{10}(4\pi d^2(\delta))$ なお、　P：尖頭電力（デシベル）（１ワットを１デシベルとする。） τ：パルス長（マイクロ秒） PRF：パルス繰り返し周波数（kHz） δ：人工衛星局の軌道に直交する垂直面を基準とした地上からの人工衛星局の仰角（度） Bc：人工衛星局が発射する電波の周波数帯域幅（MHz） $G_t(\delta)$：仰角δにおける人工衛星局の軌道に直交する垂直面を基準とした人工衛星局の空中線の絶対利得（デシベル） $d(\delta)$：仰角δにおける人工衛星局と地上との距離（メートル）	［新設］
10～15　［略］	9～14　［同左］
16　固定地点の地球局又は移動する地球局と宇宙無線通信を行う人工衛星局に限る。	15　固定地点の地球局と宇宙無線通信を行う人工衛星局に限る。
17　［略］	16　［同左］
18　［略］	17　［同左］
19　［略］	18　［同左］
［削る］	19　固定地点の地球局又は移動する地球局と宇宙無線通信を行う人工衛星局に限る。
［20　略］	［20　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第二号の四　特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第20条の６、第20条の９及び第25条の２関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）	**別表第二号の四**　［同左］
［１枚目～３枚目　略］	［１枚目～３枚目　同左］
４枚目（ＶＳＡＴ地球局、設備規則第45条の21に規定する航空機地球局並びに設備規則第49条の23の４、設備規則第49条の23の５、設備規則第49条の24の２及び設備規則第49条の24の３に規定する携帯移動地球局の場合に限る。） ［表略］	４枚目（ＶＳＡＴ地球局、設備規則第45条の21に規定する航空機地球局並びに設備規則第49条の23の４、設備規則第49条の24の２及び設備規則第49条の24の３に規定する携帯移動地球局の場合に限る。） ［表同左］
５枚目（ＶＳＡＴ地球局、設備規則第45条の21に規定する航空機地球局並びに設備規則第49条の23の４、設備規則第49条の23の５、設備規則第49条の24の２及び設備規則第49条の24の３に規定する携帯移動地球局の場合に限る。） ［表略］	５枚目（ＶＳＡＴ地球局、設備規則第45条の21に規定する航空機地球局並びに設備規則第49条の23の４、設備規則第49条の24の２及び設備規則第49条の24の３に規定する携帯移動地球局の場合に限る。） ［表同左］
［注　略］	［注　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。